

湯河原町告示第 54 号

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 22 日

湯河原町長職務代理者  
湯河原町副町長 高 橋



湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、定住促進及び本町における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助することについて、湯河原町補助金等交付規則（昭和43年湯河原町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 14 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 14 日（同日までに次条に規定する補助対象世帯に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に湯河原町内で新たに住宅を取得し、又は新たに住宅を賃借するために支払った費用（住宅の賃借にあっては、賃料、敷金（保証金その他これに類する費用を含む。）、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。）をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当分に相当する額を除く。

- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越し（令和6年4月1日から令和7年3月14日までの間に行われた引越しに限る。）のために要した費用で、引越業者又は運送業者への支払代金その他の引越しに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得額（令和6年5月31日までの申請にあつては令和4年中の、同日後の申請にあつては令和5年中の夫婦の所得額の合算額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が、500万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- (3) 補助対象となる住居費に係る住宅が湯河原町内にあること。
- (4) 令和6年1月1日から令和7年3月14日までの間に、夫婦の双方又は一方が前号の住宅を住所として転入又は転居の届出をしていること。
- (5) 町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）第2条第1号に規定する町税等をいう。）の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合算額（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1世帯当たり夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円を限度とし、それ以外の世帯は30万円を限度とする。ただし、住居費は、補助金の申請日において現に居住している住宅に係る経費に限る。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

(補助金の交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書(申請日時点における直近のものに限る。)
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における取得の場合)
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃借の場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃借の場合)
- (6) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の場合)
- (7) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し
- (8) 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定した上、湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付等決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請は、令和6年4月1日から令和7年3月17日までの間に行わなければならない。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の支払いが完了するまでの間にその申請事項について変更が生じた場合は、速やかに湯河原町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定した上、湯河原町結婚新生活支援事業費補助金変更交付等決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第7条 補助対象者は、第5条第2項に規定する交付決定通知書又は前条第2項に規定する変更交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに湯

河原町結婚新生活支援事業費補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する請求書の提出があった場合は、確定払いにより補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他町長が適当でないとして認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に支払われているときは、速やかに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（次項において「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第5条関係)

(表)

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

湯河原町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号 ( )

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出年月日		年 月 日	
2 新居に住民票を置いた年月日		(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日	
3 所得額※ 貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を控除後		(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円	
4 事業内訳  ※ 申請する項目に記入してください。 ※ 支払済の経費に限ります。	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		賃 料 ※ 住宅手当・・・事業主が従業員に対し支給し、又は負担する住宅に関する手当	(賃 料 月額_____円 一住宅手当※ 月額_____円) ×支払済賃料 _____月 ( _____年 _____月 ~ _____年 _____月) = _____円
		敷 金	円
		礼 金	円
		共 益 費	円
		仲介手数料	円
		そ の 他 ( )	円
	小計 (A)	円	
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
引越費用	引越しを行った年月日	年 月 日	
	費用 (C)	円	
合計 (D) (A+B+C)		円	
5 補助申請額		円	
※ 1,000円未満の端数は切り捨て			

## (裏)

6 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店 支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)		
7 同意及び確認 ※ 該当する項目には レ点、該当しない項 目には×を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得額及び町税等の納付状況について湯河原町役場関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 <input type="checkbox"/> 私は、町税等の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの要綱に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、第3条第8号に規定する暴力団員等ではありません。  申請者氏名 (旧姓 )		
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得額及び町税等の納付状況について湯河原町役場関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 <input type="checkbox"/> 私は、町税等の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの要綱に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、第3条第8号に規定する暴力団員等ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、申請者が私に係る補助金の対象となる経費を含めて申請し、補助金を受領することに同意します。  配偶者氏名 (旧姓 )		
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 【住居費(購入)の場合】売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことが分かるもの <input type="checkbox"/> 【婚姻を機に離職した場合】離職票の写し <input type="checkbox"/> 口座が確認できるもの（預金通帳又はキャッシュカード）の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）			

年 月 日

湯河原町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

( )

印

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

年	月現在	月額	円
---	-----	----	---

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第 号  
年 月 日

様

湯河原町長 印

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付等決定通知書

年 月 日付けで申請のありました湯河原町結婚新生活支援事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交 付 額	円
不交付理由	



様式第4号（第6条関係）

（表）

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

湯河原町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた湯河原町結婚新生活支援事業費補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容 ※ 変更したい項目に記入してください。			
事業内訳	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		賃 料	(賃 料 月額 _____ 円 - 住宅手当※ 月額 _____ 円) × 支払済賃料 _____ 月 ( _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月) = _____ 円
		敷 金	円
		礼 金	円
		共 益 費	円
		仲介手数料	円
		そ の 他 ( )	円
		小計 (A)	円
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	引越費用	引越しを行った年月日	年 月 日
		費用 (C)	円
	合計 (D) (A+B+C)		円
	補助申請額		
※ 1,000円未満の端数は切り捨て			

## (裏)

振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店 支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)		
その他				
2 添付書類 ※ 変更内容が確認できる書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 【住居費(購入)の場合】売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(貸借)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(貸借)の場合】住宅手当支給証明書(様式第2号)(給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことが分かるもの <input type="checkbox"/> 【婚姻を機に離職した場合】離職票の写し <input type="checkbox"/> 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写し <input type="checkbox"/> その他( )			

第 号  
年 月 日

様

湯河原町長 印

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金変更交付等決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました湯河原町結婚新生活支援事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交 付 額	円
不交付理由	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

湯河原町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号 ( )

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった、湯河原町  
結婚新生活支援事業費補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

第 号  
年 月 日

様

湯河原町長 印

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました湯河原町結婚新生活支援事業費補助金について、次の理由により取り消しましたので通知します。

取消理由	
------	--